

INFORMATION

本庁
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673

大平総合支所
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

Tochigi City Promotion Creation 2ndの素案に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、シティブロモーション第2期行動計画となる「Tochigi City Promotion Creation 2nd(2020～2023)」を策定します。この度、計画の素案が完成しましたので、この素案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本市の施策等に利害関係を有する方

募集期間 2月20日(木)(必着)

閲覧場所 シティブロモーション課(本庁舎3階)、市情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出

①直接提出 閲覧場所と同じ(市情報センターは除く)(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 市情報センター(本庁舎3階) 宛

③FAX (21)2673

④city-promotion@city.tochigi.jp

その他 提出いただいたご意見は、後日ホームページで公表します。(住所・氏名等は非公表)。

意見に対する個人回答はしません。

シティブロモーション課
〒328-8686
☎(21)2172

この度、計画の素案が完成しましたので、この素案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/その他本件に利害関係を有する方

閲覧期間 2月21日(金)まで

閲覧場所 地域包括ケア推進課(本庁舎2階)、栃木・大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館、大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域包括支援センター、市情報センター(本庁舎4階)、市ホームページ

②郵送 〒328-8686 (住所不要)シティブロモーション課宛て

③FAX (21)2673

④city-promotion@city.tochigi.jp

その他 提出いただいたご意見は、後日ホームページで公表します。(住所・氏名等は非公表)。

意見に対する個人回答はしません。

シティブロモーション課
〒328-8686
☎(21)2172

栃木市成年後見制度利用促進計画(案)に関するパブリックコメント(意見募集)

成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度に関する法律に基づき、栃木市成年後見制度利用促進計画の策定を進めています。この計画に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/その他本件に利害関係を有する方

閲覧期間 2月21日(金)まで

閲覧場所 地域包括ケア推進課(本庁舎2階)、栃木・大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館、大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域包括支援センター、市情報センター(本庁舎4階)、市ホームページ

成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度に関する法律に基づき、栃木市成年後見制度利用促進計画の策定を進めています。この計画に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/その他本件に利害関係を有する方

閲覧期間 2月21日(金)まで

閲覧場所 地域包括ケア推進課(本庁舎2階)、栃木・大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館、大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域包括支援センター、市情報センター(本庁舎4階)、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。2月21日(金)必着

①直接提出 地域包括ケア推進課、各総合支所内地域包括支援センター(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 地域包括ケア推進課宛て

③FAX (21)2670

④houkatsu@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

地域包括ケア推進課
〒328-8686
☎(21)2244

有する個人・法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

閲覧期間 1月20日(月)～2月19日(水)

閲覧場所 子育て支援課(本庁舎2階)、市情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 閲覧場所と同じ(市情報センターは除く)(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 子育て支援課宛て

③FAX (21)2681

④kodomo@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

子育て支援課
〒328-8686
☎(21)2288

有する個人・法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

閲覧期間 1月20日(月)～2月19日(水) 17時15分必着

閲覧場所 保育課(本庁舎2階)、市情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 閲覧場所と同じ(市情報センターは除く)(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 保育課宛て

③FAX (21)2681

④hoiku@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

保育課
〒328-8686
☎(21)2288

有する個人・法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

閲覧期間 1月20日(月)～2月19日(水) 17時15分必着

閲覧場所 保育課(本庁舎2階)、市情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 閲覧場所と同じ(市情報センターは除く)(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 保育課宛て

③FAX (21)2681

④hoiku@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

保育課
〒328-8686
☎(21)2288

有する個人・法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

閲覧期間 1月20日(月)～2月19日(水) 17時15分必着

閲覧場所 保育課(本庁舎2階)、市情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 閲覧場所と同じ(市情報センターは除く)(平日8時30分～17時15分)

②郵送 〒328-8686 (住所不要) 保育課宛て

③FAX (21)2681

④hoiku@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

保育課
〒328-8686
☎(21)2288

栃木市プレミアム付商品券(栃木市発行)
とち介商品券(栃木市商工経済団体連絡協議会発行)

有効期限のお知らせ

商品券のご利用は 2月29日(土)まで

- 有効期限が切れた商品券は利用できません。
- 使用されなかった商品券の払戻しはできません。必ず期限内にご使用ください。
- 本年度は「栃木市プレミアム付商品券」と「とち介商品券」の2種類を発行しておりますが、ともに有効期限は2月29日(土)となります。

■栃木市プレミアム付商品券について…
商工振興課 ☎(21)2371

とち介商品券について…
栃木市商工経済団体連絡協議会(栃木商工会議所内) ☎(23)3131

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております
(関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡

税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682 FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

冬本番!まだまだ寒～い!!

給油の手間がいらぬ!!
ガスファンヒーター!!

お得な料金メニューで、さらに使いやすく!
私たちにお気軽にご相談下さい

Gas One 栃木ガス株式会社
栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

かたづけ屋☆栃木です!!

★机・椅子・家具・衣服・家電など
/ 遺品処理 / 空き家バンク /
/ 廃屋等の解体処分 / ★

株式会社 くりかい
【本社】栃木県栃木市宮町55番地1
☎0282-30-1632

栃木市指定一般廃棄物許可業者
栃木市指令第173号【一般廃棄物収集運搬許可】